



秋田県、羽後町（羽後町/秋田県）

地域特性

羽後町は県南部に位置し、町域の約67%が山地で占められています。森林面積の9割が民有林であり、土地所有者のほとんどは5ha以下の小規模所有者となっています。森林の構成はスギを主体とした人工林が森林面積の約半分を占めており、また、町内の森林の大半が羽後町森林整備計画に基づく「水源涵養機能維持増進森林」として、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させて水土の保全を図る森林に位置づけられています。

秋田県のスギ人工林はおおむね林齢区分11齢級（51～55年）以降が主伐期であり、町内の人工林の約半数が林齢区分10齢級（46～50年）以上であることから、今後、主伐期が到来します。しかし、現状の町内における森林内の道路は森林作業道が多く、大型トラックの通行が困難なため伐採した木材の効率的な搬出が難しく、大型トラックが通行できる道の整備が必要でした。

また本事例で整備を行った森林作業道周辺のスギ人工林は、植林後に一度保育間伐されましたが、その後の手入れがあまり進んでいませんでした。



きっかけ

平成28年に、町内の水源涵養機能維持増進森林区域内にある既存の森林作業道の終点付近に位置する土地の所有者より、新規に間伐材を市場に搬出するトラックが通行可能な道を整備してほしいとの要望が羽後町にあったことがきっかけです。

何を目指したか

県は、間伐材や、今後の主伐期を迎えた後の木材の搬出を効率的に行う環境を整備し、林業の活性化を図ることを目指しました。



整備前の森林作業道



整備後の林業専用道

何をやったか＜現状維持＞

土地所有者の要望を受け、県が既存の森林作業道を拡幅し、木材搬出用の大型トラックが通行できる道として整備しました。整備後は羽後町が林業専用道として管理しています。

さらに、整備後の林業専用道の終点付近から森林作業道を1,500m整備し、約8.5haの森林において間伐された木材が搬出されており、製材や集成材等に加工されているほか、木質バイオマスへの供給も行われています。

主な課題

＜土地＞

林業専用道整備に伴う森林伐採に際し、森林作業道の起点付近に位置する土地の所有者との合意形成が課題でした。 →解決策はP2へ

関連予算

合板・製材生産性強化対策事業（林野庁）

問い合わせ先

秋田県農林水産部森林整備課（018-860-1943）

●期待される効果

国土管理

- ・間伐の推進による水源涵養機能の維持・増進

自然共生

- ・木質資源を活用した再生可能エネルギー事業の推進

防災・減災

- ・間伐の推進による、土砂災害、風倒木、雪害等の抑制

地域づくり

- ・間伐材の搬出・販売による林業の活性化
- ・再生可能エネルギー事業の推進や木材の加工等による地域経済の活性化

●取組のステップ

平成28・29年

林業専用道の整備要望

- 既存の森林作業道の終点付近に位置する土地の所有者より、間伐材を搬出するために森林作業道を拡幅したいとの要望が町に出されました。

これを受けて町が森林作業道が通る土地の所有者5人を戸別訪問し意向確認を行ったところ反対が無かったことから（平成28年8月）、町は道の整備に関する事業申請書を県に対して提出しました（平成28年9月）。

申請を受けた県は、林野庁の合板・製材生産性強化対策事業の補助金を受け、県の路網整備強化対策事業として整備を実施することとし、事業計画及び補助金交付申請を国に提出しました（平成28年12月）。事業採択通知（平成28年12月）後、現場付近の雪解けを待って測量及び設計に着手しました（平成29年3月）。

- 測量及び設計後、県は工事発注の公告を開始しましたが（平成29年8月）、公告期間中に森林作業道の起点付近に位置する土地の所有者より森林作業道の拡幅のために伐採する木の本数について異議申し立てがあったため、県は公告を取り下げ（平成29年9月）、線形の修正案を作成しました。

修正案は、県及び町が現場で土地所有者に説明しました（平成29年12月）。その後、町が土地所有者全員の同意書を収集し県に提出したことで（平成30年1月）、県は修正案に沿って木材搬出用の大型トラックが通行できる道として整備を行い（平成30年3月着工）、平成30年7月に完成しました。

また、完成後は林業専用道として町が管理しています。

- 今後も、林業の活性化のため、伐採時期を迎えつつある県内の森林において、県の路網整備強化対策事業の一環として林業用の路網整備を推進し、伐採した木材の搬出等を行うための環境を整えます。

今後の展望

●得られた知見（課題と対応詳細）

＜土地＞

□土地所有者との合意形成

土地所有者の意向確認は、町が戸別に所有者を訪問し既存の森林作業道を拡幅する旨を書面で説明し、支障木の伐採と整備中及び整備後の用地を無償で使用するについて承諾をいただくという方法で行いました。測量前であり正確な整備範囲は不明でしたが、既存の森林作業道を拡幅すること自体に反対はなかったため、同意が得られました。

しかし、測量及び設計により線形が確定し、森林作業道の拡幅のために伐採する木の位置や本数が判明した時点で、森林作業道の起点付近に位置する土地の所有者より、伐採及び伐採する木の本数が想定よりも多いという趣旨で異議が申し立てられました。

このため、県は起点位置の変更及び線形変更を検討しましたが、検討の結果起点位置を変更できないことが判明し、異議を申し立てた土地所有者と合意形成を図ることが必須となりました。そこで県は、伐採本数を減らすよう線形変更を行いました。

設計変更後の土地所有者への説明を行うに当たり、まずは測量時に、伐採予定の木に赤テープを巻き、それをそのまま残して整備範囲を「見える化」しました。そして、県及び町が現場で土地所有者に伐採予定の木の位置や本数等を具体的に示しながら説明したことで、整備内容に関する理解が得られ、同意が得られました。

今後は、測量及び設計後にあらかじめ現場にて道路位置等を具体的に示す説明会を開催することで、伐採する木の位置や本数等に関する土地所有者との認識の相違を極力減少させることができると考えられます。



工事中（起点部分）



工事中（中間部）

●仕組みや体制

